

令和 7 年度

**「世田谷区立小・中学校給食用
物資納入事業者登録制度」
にかかる申請要領**

- **受付期間を設けておりますのでご注意ください。**

令和 6 年 1 1 月

※この要領は、世田谷区立小・中学校給食用物資納入事業者登録制度実施要綱の第 2 条に基づき定めるものです。

目 次

I 概要

1. 概要

- (1) 学校給食の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 世田谷区の調理方式の概要・・・・・・・・・・ 2
- (3) 学校給食費の公会計化について・・・・・・・・ 3

2. 登録制度の概要

- (1) 登録制度の概要と注意事項・・・・・・・・・・ 4
- (2) 登録制度の申請から登録後の流れについて・・ 4
- (3) 登録要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (4) 給食物資の納入・規格基準・・・・・・・・・・ 5
- (5) 登録有効期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

II 申請・更新手続き

1. 申請について

- (1) 申請書類（更新の申請も含む）・・・・・・ 9
- (2) 添付書類の補足事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) 申請方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (4) 太子堂調理場へ給食物資納入をご検討されている事業者について・・・・ 10

2. 申請書の記入要領

- (1) 取扱食材区分について・・・・・・・・・・・・ 11
- (2) 配送可能地域について・・・・・・・・・・・・ 12

3. 登録後の手続き

- (1) 契約後の納入物資代金の請求について・・・・ 13
- (2) 登録内容の変更・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (3) 登録の継続・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (4) 登録の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (5) 登録の取消・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

※本登録は、世田谷区立小学校及び中学校、並びに学校給食調理場（以下「学校等」という。）が給食物資を調達するに際して必要な納入事業者を登録する制度であり、学校等へ給食用物資を納入する資格を得るためのものです。学校等への納入に当たっては、学校等での納入業者の選定と契約の締結、及び学校等からの発注が必要です。



1. 概要

(1) 学校給食の目的

学校給食は、栄養のバランスがとれた多様な食事を提供することにより、児童・生徒の体力の向上や健康の保持増進を図るとともに、食に関する正しい理解を深め、適切な判断力を養う上で重要な役割を担っています。

また、学校において食に関する指導を効果的に進めるために、給食の時間はもとより、各教科や特別活動等において生きた教材として活用されています。

○学校給食の目標（「学校給食法」第2条）

- ①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ②日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(2) 世田谷区の調理方式の概要

世田谷区の学校給食は、自校調理方式、親子調理方式、共同調理場方式の3通りの方式により調理・提供しています。

①自校調理方式

各学校に設置した給食室で直接調理を行う方式

②親子調理方式

親校にて調理した給食を、近隣の子校へ搬送する方式

③共同調理場方式

複数の学校給食をまとめて調理し、各学校に搬送する方式

※現在、太子堂調理場1ヶ所で給食調理を行っています。

(3) 学校給食費の公会計化について

世田谷区では、学校給食費について、区立中学校が平成29年4月から（玉川中学校、芦花中学校は平成30年4月から）、区立小学校が平成30年4月から区の歳入・歳出予算として管理する仕組みに変更しました（学校給食費の公会計化）。

公会計後は、学校ごとの献立作成、食材発注、給食調理など、世田谷区の特色ある給食事業を継続しつつ、区の契約事務規則等に基づく契約行為が必要となります。ついては、給食物資の調達に際して、引き続き学校が事業者を選定し、良質な給食物資を安定的に供給が受けられるようにするため、「世田谷区立小・中学校給食用物資納入事業者登録制度」を設けました。

学校給食物資を納入する事業者は登録が必要になりますので、ご理解・ご協力のほど、お願いいたします。

2. 登録制度の概要

(1) 登録制度の概要と注意事項

- ①本登録は、学校等が給食物資を調達するに際して必要な納入事業者を登録する制度であり、世田谷区立小学校及び中学校、並びに学校給食調理場（以下「学校等」という。）へ給食物資を納入する資格を得るためのものです。

学校等への納入に当たっては、学校等での納入業者の選定と契約の締結及び学校等からの発注が必要です。

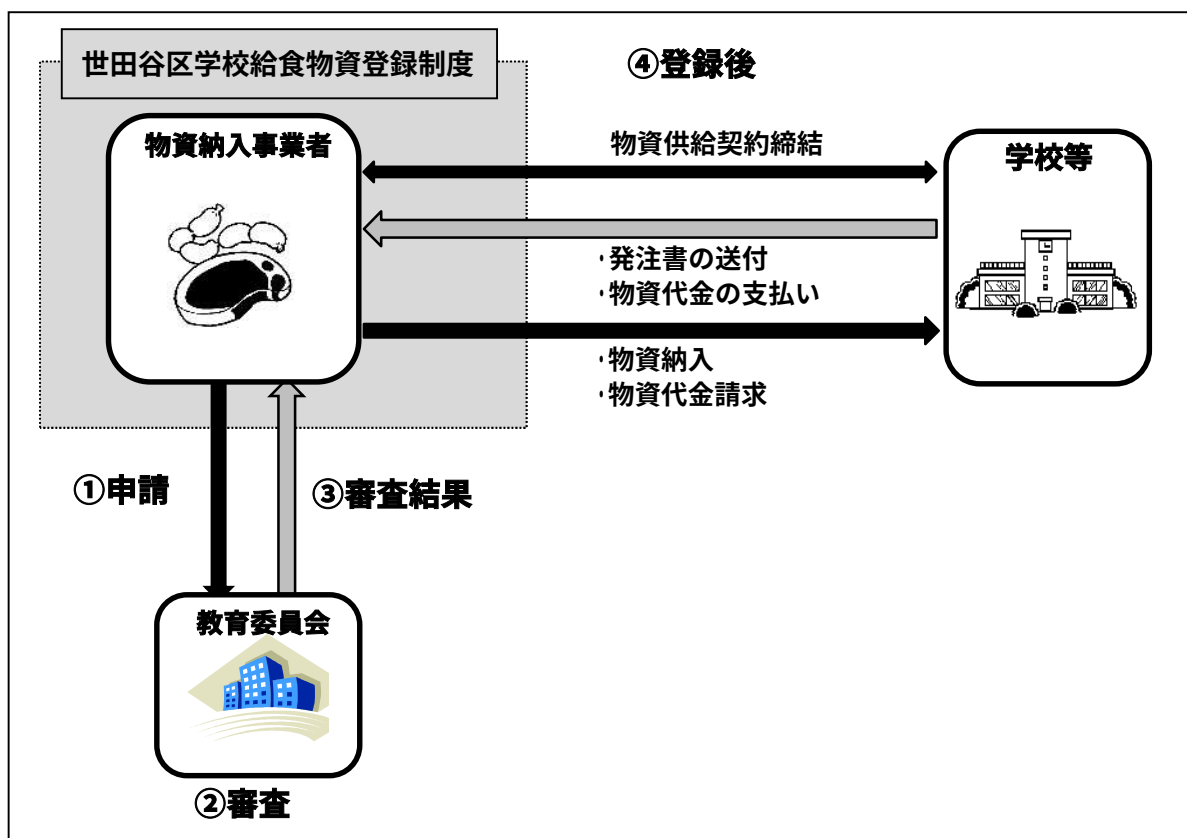
- ②共同調理場（太子堂調理場）への給食物資の納入を希望する場合についても、本申請で手続きを行うことができます。

なお、太子堂調理場への納入にあたっては、一定の注意事項がございます。詳細については、P10（4）に記載の通り、別途「令和7年度世田谷区立学校給食太子堂調理場並びにその受配校における物資納入に係る基準」をご覧ください。

- ③本登録は、世田谷区立小学校及び中学校、並びに学校給食調理場への納入事業者を登録するためのものです。区立幼稚園への納入は対象ではありません。

- ④区の契約事務規則等に則った請求方法等になりますので、区の指定様式の請求書を使用していただくことになります。また、請求書の記載方法等にもルールがありますので、ご理解・ご了承いただいた上で、本登録の申請をお願いいたします。

(2) 登録制度の申請から登録後の流れについて



①申請

登録を希望する方は、登録要件等をご確認の上、「世田谷区立小・中学校給食用物資納入事業者登録審査申請書 第1号様式（第4条関係）」（以下「申請書という。」）及び必要に応じて添付書類をご提出ください。

申請受理後、提出書類の不備等があった場合は、担当者あてに連絡いたします。提出書類

の修正や追加提出を求める場合がございます。

②審査

登録要件を満たしているか、申請書の記載内容及び添付書類を教育委員会が確認し、学校給食物資納入事業者に適しているかを審査します。

③審査結果

審査の結果、登録が決定した事業者には、教育委員会から「世田谷区立小・中学校給食物資納入事業者登録認定通知書 第3号様式（第6条関係）」を交付します。

④登録後

登録した事業者の中から、学校等が取扱食材、品質・規格・価格、納入実績等を勘案し、発注先を選定し、「世田谷区学校給食物資供給契約書」等の契約を締結します。

※給食物資は、月の献立内容に必要な給食物資の品目等を鑑み、発注を行うため、

契約の締結をもって、定期的な物資納入を確約するものではありません。

（３）登録要件

登録のためには、以下の要件を満たしている必要があります。

- ①学校給食の目的である児童生徒の健全な発育及び教育に果たす役割を認識し、学校等と適宜連絡のうえ、適時適切な納入が可能なこと。
- ②食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。
- ③品質管理が確実に行われ、仕入・製造・保管・配送に至るまで、食品の安全と衛生管理が徹底されているとともに、従業員の衛生・健康管理が十分に行われていること。
乾物等の温度管理が不要ものについては、学校等と相談し、合意があった場合、宅配便による配送も可とするが、食品の安全と衛生管理が保てるよう、適切な梱包と配送担当者への指導を徹底すること。
- ④仕入れ及び製造、加工能力等があり、学校給食の実施に必要な数量を確実に供給できること。
- ⑤学校等が指定した方法、期日、時刻及び場所に納入できる配送能力を有していること。
- ⑥食品衛生法に基づく許可を要する事業者については、学校等に給食物資を納入する営業所の所在地の管轄保健所が発行した食品衛生監視票の評点（監視採点結果）が70点以上であること。
- ⑦HACCP に沿った衛生管理に取り組んでいること。

（４）給食物資の納入・規格基準

給食物資の納入に際しては、下記の納入・規格基準を遵守してください。

- ①出庫時には必ず品質を確認してください（鮮度、数量、賞味期限、消費期限、包装、容器、異物混入等）。
- ②配送はできるだけ迅速に行い、品質の低下がないように温度管理に注意してください。
- ③物資納入の際には、納入時間を守り、清潔な服装で配送してください。また、調理室に立ち入らないでください。

- ④確実に検収を受けてください。(宅配便の場合は、配送過程での箱、袋の汚れや破れがある場合についても納入業者による速やかな交換、返品に対応すること)
- ⑤随時の立ち入り検査等については、すみやかに応じてください。
- ⑥生鮮食品は原則、使用当日に搬入としてください。
- ⑦青果(野菜・果物など)・肉類は、国産としてください。缶詰類や食材そのものを水煮した加工品についても、できるだけ国産としてください。
- ⑧加工食品は、製造者・期限表示・内容表示等が明確なものとしてください。
- ⑨食品添加物は適正使用に努めてください。また、「遺伝子組換え」及び「遺伝子組換え不分別」と表示されたものは、使用しないでください。
- ⑩米を納入する場合、必ず品質の確認をしてください(品種・産年・精米年月日、鮮度、数量、包装、容器、異物混入等)。また、産地・産年度などが記載されたもの又はそれに代わる書類を提出してください。
- ⑪精米については、できるだけ「国内産農産物規格規定」の一等級米としてください。
- ⑫遺伝子組換え表示義務のある対象食品で、分別生産流通管理されているものを納品する場合は、生産・流通過程での証明書を添付してください。遺伝子組換え表示の対象食品については、「【参考】遺伝子組換え表示の対象となる農産物及びその加工食品 -義務表示の対象となる食品-」のとおりです。
- ⑬「ゲノム編集食品」と表示されたものは使用しないでください。

※分別生産流通管理とは、遺伝子組換え農産物と遺伝子組換えでない農産物を、農場から食品製造業者まで生産、流通及び加工の各段階で相互に混入が起こらないよう管理し、そのことが書類等により証明されていることをいいます。

【参考】遺伝子組換え表示の対象となる農産物及びその加工食品(義務表示の対象となる食品)

○農作物 9作物

- ①大豆(枝豆、大豆もやしを含む) ②とうもろこし ③ばれいしょ
- ④なたね ⑤綿実 ⑥アルファルファ ⑦てん菜 ⑧パパイア ⑨からしな

○加工食品 33 食品群

- ①豆腐・油揚げ類 ②凍豆腐、おから及びゆば ③納豆 ④豆乳類 ⑤みそ
- ⑥大豆煮豆 ⑦大豆缶詰及び大豆瓶詰 ⑧きなこ ⑨大豆いり豆
- ⑩ ①～⑨を主な原材料とするもの ⑪大豆(調理用)を主な原材料とするもの
- ⑫大豆粉を主な原材料とするもの ⑬大豆たん白を主な原材料とするもの
- ⑭枝豆を主な原材料とするもの ⑮大豆もやしを主な原材料とするもの
- ⑯コーンスナック菓子 ⑰コーンスターチ ⑱ポップコーン
- ⑲冷凍とうもろこし ⑳とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰
- ㉑コーンフラワーを主な原材料とするもの
- ㉒コーングリッツを主な原材料とするもの(コーンフレークを除く)
- ㉓とうもろこし(調理用)を主な原材料とするもの
- ㉔ ⑯～㉑を主な原材料とするもの ㉕冷凍ばれいしょ
- ㉖乾燥ばれいしょ ㉗ばれいしょでん粉
- ㉘ポテトスナック菓子 ㉙ ㉕～㉘を主な原材料とするもの
- ㉚ばれいしょ(調理用)を主な原材料とするもの
- ㉛アルファルファを主な原材料とするもの
- ㉜てん菜(調理用)を主な原材料とするもの ㉝パパイアを主な原材料とするもの

※加工食品については、その主な原材料(原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上のもの)について表示が義務づけられています。

(5) 登録有効期間

①令和7年度

下記の表の申請受付期間ごとに登録有効期間が異なります。令和6年12月20日までに申請いただくと、**令和9年3月31日まで**の最大2年間の有効期間となります。

申請受付期間	認定通知書交付	登録開始	有効期間	令和9年3月31日まで
令和6年12月20日まで	令和7年3月上旬	令和7年4月1日	24ヶ月	
令和7年2月末日まで	令和7年4月上旬	令和7年5月1日	23ヶ月	
令和7年3月末日まで	令和7年5月上旬	令和7年6月1日	22ヶ月	
令和7年4月末日まで	令和7年6月上旬	令和7年7月1日	21ヶ月	
令和7年5月末日まで	令和7年7月上旬	令和7年8月1日	20ヶ月	
令和7年6月末日まで	令和7年8月上旬	令和7年9月1日	19ヶ月	
令和7年7月末日まで	令和7年9月上旬	令和7年10月1日	18ヶ月	
令和7年8月末日まで	令和7年10月上旬	令和7年11月1日	17ヶ月	
令和7年9月末日まで	令和7年11月上旬	令和7年12月1日	16ヶ月	
令和7年10月末日まで	令和7年12月上旬	令和8年1月1日	15ヶ月	

※令和6年12月20日以降の申請については、登録開始時期が異なりますので、ご注意ください。

※令和7年11月1日以降、登録制度に未申請で、令和8年2月または3月に学校等へ給食物資を納める必要がある場合は、予め教育委員会へご連絡ください。

②令和8年度以降について

ア. 令和8年度の申請受付期間等については、令和7年秋以降、周知する予定です。

イ. 令和8年3月31日までの登録有効期間の事業者（既に本登録制度に登録している事業者）につきましては、令和7年度中に更新申請の案内を行います。更新にかかる書類や周知時期等の詳細は、ア.と同様に、令和7年秋以降、周知する予定です。



- **受付期間を設けておりますのでご注意ください。**

※本登録は、世田谷区立小学校及び中学校、並びに学校給食調理場（以下「学校等」という。）が給食物資を調達するに際して必要な納入事業者を登録する制度であり、学校等へ給食用物資を納入する資格を得るためのものです。学校等への納入に当たっては、学校等での納入業者の選定と契約の締結、及び学校等からの発注が必要です。

1. 申請・更新について

(1) 申請・更新書類（更新の申請も含む）

書 類 名		備 考
●申 請 書 第1号様式（第4条関係）		令和7年度 世田谷区立小・中学校給食用物資納入事業者登録審査申請書 ※世田谷区立小学校及び中学校、並びに学校給食調理場に給食物資を納入する営業所ごとに申請書を提出してください。
添付書類	①営業許可書の写し	世田谷区立小学校及び中学校、並びに学校給食調理場に給食物資を納入する食材に係るすべての許可書の写しを提出してください。 ※食品衛生法に基づく許可を要する事業者のみ提出してください。
	②食品衛生監視票の写し	発行が1年以内（令和6年4月以降の日付）のもの。 ※食品衛生法に基づく許可を要する事業者であって、本区の学校給食用に納入する物資の製造・加工・販売等を行う事業者の所在地が世田谷区の場合は、提出不要です。 所在地が世田谷区以外の場合は、営業所所在地の管轄保健所が発行したものを提出してください。
	③●同意書 第2号様式（第4条関係）	食品衛生法に基づく許可を要する事業者であって、かつ営業所の所在地が世田谷区の場合に提出してください。

… 提出書類のうち**●印のあるものは、所定様式をご利用**ください。…

(2) 添付書類の補足事項

①食品衛生法に基づく許可を要する業種について

学校給食物資の納入において食品衛生法に基づく許可を要する主なものは、以下の営業となります。

- | | |
|----------|-------------|
| ・食肉販売業 | ・魚介類販売業 |
| ・豆腐製造業 | ・麺類製造業 |
| ・水産製品製造業 | ・食肉製品製造業 など |

②食品衛生監視票について

食品衛生監視票とは、食品衛生法に基づき事業者の衛生設備や衛生管理状態を検査する際に使用されるものです。登録要件である、**監視採点結果が70点以上**を判断するものとして提出をお願いするものです。

③同意書について

営業所の所在地が世田谷区にあり、食品衛生法に基づく許可を要する事業者については、**「同意書 第2号様式（第4条関係）」を提出していただく、食品衛生監視票の写しの提出を省略することができます。**この同意書は、世田谷区教育委員会が、食品衛生監視票の評点を世田谷保健所に照会し、その情報を登録に係る審査に用いることに同意していただくものです。

ただし、発行が1年以内（令和6年4月以降の日付）の食品衛生監視票の交付を受けていない場合は、食品衛生法に基づく食品衛生検査が必要になるため、申請後、世田谷保健所より連絡があります。

（3）申請方法

P7「（5）. 登録有効期間」に記載の申請受付期間をご確認のうえ、下記のとおり提出してください。

①提出先：〒154-8504

世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所階西棟1階（103番窓口）学校健康推進課公会計担当 あて

②提出方法：①持参の場合は土・日・祝日を除く、午前9時00分～午後5時00分まで

②郵送の場合は上記提出先あて、申請受付期間までに必着としてください。

（4）太子堂調理場へ給食物資納入をご検討されている事業者について

太子堂調理場で使用する学校給食用物資は、一定期間ごとに見積書（見本品の提出等を求める場合があります）を徴して決定します。

別途「令和7年度世田谷区立学校給食太子堂調理場並びにその受配校における物資納入に係る基準」の記載内容をご確認の上、太子堂調理場並びにその受配校に学校給食用物資の供給が可能であると判断された事業者については、「第1号様式（第4条関係） 令和●年度 世田谷区立小・中学校給食物資納入事業者登録審査申請書」－「配送可能地域」－「太子堂調理場」にレ点を入れ、申請してください。

2. 申請書の記入要領

(1) 取扱食材区分について

登録の申請に際し、以下の取扱食材区分を選択してください。なお、複数の区分の選択も可能です。

取扱食材区分	代表的な商品例
1 野菜・果実	野菜、果実、木の実、さつまいも、じゃがいも、きのこ など
2 食肉	精肉（鳥肉を除く）、肉製品（ハム、ソーセージなど） など
3 卵・鳥肉	卵、鳥肉
4 鮮魚	鮮魚、貝類、生海そう類 など
5 米穀類	米、麦、雑穀、豆類、小麦粉、穀粉、でん粉 など
6 豆腐・かまぼこ等加工食品	豆腐、納豆、水産練製品、かまぼこ、ちくわ、こんにゃく、漬物 など
7 乾物	かつお節、乾燥魚介、干し海藻、寒天、干びょう、ふ（麩）、こうや豆腐、乾燥野菜、乾燥果実、干しきのこ、干しのり、梅干し、くん製品 など
8 その他	氷、乾めん（麺）類、小麦製品（餃子の皮など）、乳製品（バター、チーズ、ヨーグルト、ロングライフ牛乳など）、冷凍食品、砂糖、塩、食酢、缶詰・瓶詰食品、練乳、はちみつ、食用油、酒類、ジュース、豆乳飲料、茶類（葉・粉・豆など） など

※原則として、パン・麺及び飲用牛乳（ロングライフ牛乳を除く。）については、公益財団法人東京都学校給食会から供給を受ける為、登録制度の取扱食材から除きます。

※取扱食材区分の規格基準等は、「P 5（4）給食物資の納入・規格基準」をご確認ください。

(2) 配送可能地域について

登録申請に際し、以下の配送地域区分から配送可能地域を選択してください。なお、複数地域の選択、特定校のみの選択も可能です。

配送地域区分		配送エリア	配送エリアにある学校等	
			小学校	中学校
0	区内全域	—	—	
1	世田谷地域	池尻、三宿、太子堂、下馬、三軒茶屋、野沢、上馬、若林、世田谷、弦巻、宮坂、経堂、桜、桜丘、駒沢（1～2丁目）	旭、池尻、駒沢、駒繫、桜、桜丘、笹原、三軒茶屋、世田谷、太子堂、多聞、弦巻、中里、中丸、松丘、三宿、若林	桜丘、桜木、弦巻、三宿
2	北沢地域	赤堤、桜上水、松原、豪徳寺、梅丘、代田、代沢、北沢、大原、羽根木	赤堤、池之上、経堂、下北沢、城山、代沢、代田、松沢、松原、山崎	梅丘、北沢、世田谷
3	玉川地域	上用賀、玉川台、用賀、桜新町、新町、駒沢（3～5丁目）、駒沢公園、深沢、中町、瀬田、玉川、上野毛、野毛、玉堤、尾山台、玉川田園調布、奥沢、東玉川、深沢、等々力	奥沢、尾山台、京西、九品仏、桜町、玉川、玉堤、等々力、中町、東玉川、東深沢、深沢、二子玉川、八幡、用賀	奥沢、瀬田、東深沢、深沢、用賀
4	砧地域	船橋、千歳台、祖師谷、成城、砧、砧公園、大蔵、喜多見、岡本、宇奈根、鎌田	喜多見、砧、砧南、希望丘、祖師谷、千歳、千歳台、塚戸、船橋、明正、山野	喜多見、砧、船橋希望
5	烏山地域	上北沢、八幡山、粕谷、上祖師谷、給田、南烏山、北烏山	上北沢、烏山、烏山北、給田、八幡山、武蔵丘、芦花	上祖師谷、烏山
6	特定校のみ	特定の学校にのみ配送が可能。 ※この場合は配送可能校を申請書に記入のこと。	—	
7	太子堂調理場	※太子堂調理場へ物資納入を希望される場合はP10（4）に記載の資料をご参照の上、こちらをご選択ください。	太子堂調理場 ※所在地：世田谷区太子堂 1-3-46	

※自校で調理を行っていない学校（親子調理方式の子校及び共同調理方式の受け校）は除きます。

3. 登録後の手続き

(1) 契約後の納入物資代金の請求について

- ①新規で認定通知の交付を受けた事業者は、指定する期限までに教育委員会へ「口座振込依頼書兼登録申請書」を提出してください。書式は認定通知書に同封するほか、世田谷区のホームページからもダウンロードできます。

※更新の場合、「口座振込依頼書兼登録申請書」の提出は不要です。

- ②物資納入後のお支払いについては、事業者が指定した口座へ振り込みいたします。

※新規で認定通知の交付を受けた事業者に対しては、請求書の記載方法等について、登録認定後、お知らせいたします。

※請求書の記載方法等について、ご不明な点がございましたら教育委員会までお問い合わせください。

(2) 登録内容の変更

登録後、登録内容の変更が生じた場合は、「世田谷区立小・中学校給食用物資納入事業者登録変更申請書 第5号様式（第8条関係）」及び「口座振込登録変更申請書」を提出してください。また、取扱食材区分の変更や、追加がある場合は、営業許可書の写しや食品衛生監視票の写しが必要となる場合がありますので、速やかに教育委員会へ連絡し、その指示に従ってください。

(3) 登録の継続

初回の登録有効期間満了後、世田谷区学校給食用物資の納入を希望する場合は、有効期間満了前に更新申請をしていただきます。

(4) 登録の解除

登録有効期間中に登録を取消す場合は、「世田谷区立小・中学校給食用物資納入事業者登録取消申請書 第6号様式（第9条関係）」及び「口座振込登録廃止届」を提出してください。

(5) 登録の取消

学校等との契約締結又は履行について不正の行為があった場合や納入期間内に明らかに契約履行の見込みがないと認められた場合、不合格品の納入により、学校給食の運営を著しく妨げた場合、その他契約の目的を達することができない場合等、世田谷区立小・中学校給食物資納入事業者として適格性を有しないと判断された場合は、物資納入事業者としての登録を取消す場合があります。

<問い合わせ先・申請書提出先>

〒154-8504

世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所西棟1階（103番窓口）

世田谷区教育委員会事務局

学校健康推進課公会計担当

【電話】03-5432-2697

<太子堂調理場への納入に関する問い合わせ先>

世田谷区立学校給食太子堂調理場

【電話】03-3410-2753